

住民監査請求意見陳述（兵庫県動物愛護センター所長三谷）

【監査室職員】

平成30年9月3日に提出されました住民監査請求に関し、事実関係などについて把握するため、本日執行機関からの陳述を聴取させていただきます。

所属と職、氏名をおっしゃってから簡潔明瞭に陳述をお願いします。

【三谷所長】

兵庫県動物愛護センター所長三谷まさおでございます。

よろしく申し上げます。

それではまず、本件に関する犬の捕獲抑留収容についてご説明いたします。

本件の犬につきましては平成29年8月21日に県民から「店舗の駐車場に犬が座り込んでいる」との通報があり、犬の鑑札・狂犬病予防法注射済み票をつけず、鎖などでつながれていない犬であったことから、狂犬病予防法（以下、予防法）第6条第1項及び、動物の愛護及び管理に関する条例（以下、条例）第27条第1項に基づき宝塚市安倉中において、同日14時に動物愛護センター（以下、センター）本所の職員が本件の犬を捕獲しセンター本所に抑留収容いたしました。

次に通知及び公示についてご説明します。

本件の犬は所有者がいるか不明’であったため収容後、予防法に基づく抑留に伴う手続きとして予防法第6条第7項により、センター本所の狂犬病予防員が宝塚市に通知し、宝塚市において同条第8項に基づき同年8月23日から27日まで公示しました。

また、条例に基づく収容に伴う手続きとして、センター本所においても条例第29条第1項により、収容した当日の同年8月21日から宝塚市の公示の終了日である27日まで公示をしました。

なお、公示期間については狂犬病予防法第6条第8項及び条例第29条第1項においていずれも2日間と規定されています。

ただし、兵庫県では運用上5日間公示することとしており市町にもその旨を依頼しております。

また、センター本所においては上記のセンターでの公示と同じ期間インターネットホームページ収容動物情報に本件の犬を収容している旨及びその特徴等を掲載しました。

当該ホームページは全国の地方公共団体の収容動物情報へのリンクを掲載する環

境省のホームページともリンクしております。

続いて処分についてご説明します。

予防法は第6条第9項において、公示期間満了の後1日以内に所有者がその犬を引き取らない時は、これを処分することができる」と規定しています。また、条例は第29条第3項において、飼犬の所有者が公示期間満了後1日以内に当該飼犬を引き取らないときは、これを処分することができる」と規定しています。

本件の犬については公示満了後1日を経過しても所有者からの申し出はありませんでした。

ところで、処分の方法等については予防法にも動物愛護及び管理に関する法律（以下、動愛法）にも特段の定めはありません。

兵庫県では、条例第30条において動愛法に基づき引き取り等をした場合と、条例第27条に基づき収容した場合をあわせて譲渡を希望する者で、条例上の飼主の遵守事項を遵守できると認める者に譲渡をすることができる旨を定めています。

予防法の処分に関し、厚生労働省通知平成19年5月1日付厚生労働省健康局結核感染症課長通知「狂犬病予防法に基づく抑留業務等について」においては、処分の方法は殺処分に限るものではなく処分の一方法として家庭動物または展示動物として適性があるものについて、生存の機会を与えるために飼養を延長することを否定するものではないとされています。

また、動愛法35条第7項に基づく環境省告示「平成18年環境省告示第26号犬及び猫の引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置について」第4においては動愛法に基づく保管動物の処分は、所有者への返還、飼養を希望する者への譲り渡し及び殺処分とされており、飼主への返還、飼養希望する者への譲り渡し及び殺処分とされており、飼主に返還されなかった場合の処分の種類は譲渡か殺処分となります。

このうち、譲渡に関しては先程の環境省告示第3の3においては、動愛違法に基づき引き取り等をした動物について家庭動物または展示動物としての適1生を評価し、適性があると認められるものについては、その飼養を希望する者を募集する等によりできる限り生存の機会を与えるように努めることとされています。

兵庫県においても、この環境省告示の対象’である動愛法に基づき引き取り等をしたものだけ’ではなく、予防法や条例に基づき抑留収容したものも含めセンターへ人ってきた全ての犬及び猫について家庭動物としての適1生を評価し、適性がある

と判断したものは譲渡しています。家庭動物としての適性がないと判断したものは、やむを得ず殺処分をしています。

本件の犬についてもセンター本所において、平成29年8月21日から28日までの間に譲渡候補動物の判定を実施しました。

気質の面では概ね大きな問題はありませんでしたが、血液検査によりフィラリアの感染が確認されたことから、健康面を主な理由として譲渡否つまり譲渡には適さないと判断いたしました。

なお兵庫県では譲渡候補犬の選定基準上、健康状態についてフィラリアの感染がある場合は原則譲渡否としています。

これは継続した治療が必要であるため、飼主の経済的な負担や心理的不安、犬の身体的な負担が大きく知識や技術を持たない方も含む一般県民から広く飼主を募集する個体としては適切ではないと判断しているからです。

センターの譲渡事業は、犬及び猫の譲渡を推進し生存の機会の拡大を図ると共に健康で気質の良い動物を適正に飼養する者に譲渡し、譲渡後も飼養者と連携して地域での正しい飼い方についての情報発信を行うことで、センターへ引き取り等される犬及び猫の減少につなげることを目的としていることも考慮したものです。

本件の犬については、人に慣れていない様子もみられたことから譲渡候補動物の判定を実施することと並行して宝塚市及び隣接する伊丹市に協力を依頼して登録犬台帳を基に行方不明になった犬がいないかを調査する等、予防法及び条例に基づく公示期間及びそののち一日の保管期間後も法令の手続き以外にも飼主の有無を把握するための調査を継続していました。

しかし、それでもなお飼主の存在が確認できなかったことから平成29年9月8日に動物管理事務所へ送致のうえ、本件犬の殺処分を行いました。

殺処分に関しては、環境省の全国統計により全国の他の自治体においても行っていることを把握しておりますが、国へ照会したところ過去に類似の業務において犯罪として起訴された事例はなく、平成28年12月に本県が行った全国26都道府県への照会においても犯罪として起訴された事例はありませんでした。

本県の殺処分の業務に関しても過去に犯罪として起訴された事例はなく、捜査を受けたこともありません。

また不法行為であるとして所有者等から訴えがあった事例もありません。

本件の犬の処分については予防法及び条例に基づいて適法にて手続きを実施して

おり、かつ家庭動物としての適性すなわち譲渡適性をも評価したうえで譲渡に適さないと判断されたことから、やむを得ず殺処分をしたものです。

センターでは殺処分を減らす取り組みをしながら、本件の犬のようにやむを得ず殺処分を行う場合も法、条例やその運用通知等に従い適正に手続きを実施しており、犯罪や不法行為に当たるものではないと考えています。

センターに収容もしくは引き取られる動物が減少し、その結果殺処分される動物も減少するよう引取り時の所有者への状況を聴取、終生飼養等の指導を徹底する他、次のことに取り組んでおりこれらの取り組みの結果、センターでの犬及び猫の殺処分数は法改正前の平成24年度が5059頭から平成29年度1324頭まで年々減少してきました。

また、譲渡数は平成24年度の187頭から平成29年度の424頭に増え着実に取り組みを続けているところです。

犬や猫の習性を理解し、終生飼養する意識付けを図りセンターへ引き取り等される犬及び猫を減らすことにつなげるため、センター本所及び各支所では定期的に開催する犬の飼主一般を対象としたしつけ方教室や小学生等を対象とした犬や猫の適正飼養講習会などの啓発事業を行っております。

また、センターでの譲渡事業は犬及び猫の譲渡を推進すると共に、譲渡動物と譲り受ける者が地域での適正飼養の模範となるよう、犬及び猫の譲渡適性判定、家庭動物としての育成、健康管理、譲受希望者との面接による飼育環境等の確認を行い、譲渡決定後はセンター職員によるしつけ教室や家庭訪問に加えて、譲渡後の継続的な情報発信等を実施しております。

さらに行政での保育等が困難な離乳前の子犬や子猫を自宅で育てるボランティアやセンターの譲渡事業に賛同いただける方々の協力を得てこの事業を推進、適正飼養が拡大することによりセンターへの引き取り等される犬及び猫を減らすことにつなげるよう努めています。

なお、家庭動物としての資質に欠き知識や技術を持たない方も含めて一般県民から広く飼主を募集する個体として、適切ではないと判断した犬及び猫についても、その個体についての譲渡の申し出があった場合には、申し出者が当該個体の問題となる要素をよく理解するとともに、条例に定める動物の所有者等の遵守事項を遵守できると認めた場合には譲渡を行っております。

また、所有者への返還についても出来るだけ多くの犬や猫が早く飼主の元に戻れ

るよう飼犬や飼い猫が行方不明になった際の連絡先として動物愛護センター、警察、市町の連絡先を周知するポスターを作成し病院での掲示やチラシ等を狂犬病予防注射実施時に配布したり、先に述べたようにホームページへの収容動物情報の掲載による情報提供を行っているところです。

以上でございます。

【〇〇〇〇氏】

ちょっとすいません。所長…

【三谷所長】

すみません。陳述の内容を一部訂正させていただきます。

26都道府県と言っておりましたが、全国46都道府県に照会をかけておりますので、訂正させていただきます。

申し訳ありません。

【監査室職員】

これをもちまして、陳述は終了させていただきます。